

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

萩市は我が国でも有数の観光地であるとともに、豊かな自然を活かした多様な農産物、天然の優良漁場、豊富な森林資源、全国ブランドとなっている萩焼など、多岐にわたる地域資源を有しており、これらが、本市の産業を長年にわたり支えてきた。

しかしながら、本市で生まれ育った若者の多くは、進学や就職を契機に都市部に流出する傾向にあり、現在、市内の中小企業は、地域の担い手不足や後継者不足等の課題に直面している。

また、近年は人口減少が続き、中でも年少人口、生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加し、高齢化率は40%を超えている。今後も人口減少や高齢化は避けられないことから、これらに対応した多様な地域づくりが重要となる。

このような中、本市では、平成30年度を「産業再生元年」と位置づけ、地域産業の振興や起業・創業、企業誘致のさらなる促進のため、新たな事業を展開しており、市内中小企業者の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

萩市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種の中小企業者が萩市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

平成17年に1市2町4村が合併し新「萩市」が誕生し、総面積は698.31km²、県土の約11%にあたる。合併以前より、各地域の特長を活かした産業振興に取り組んでおり、萩市の産業は、離島から沿岸部や中山間部にわたり広域に立地している。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、萩市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

萩市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が萩市の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月12日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。